

## 「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」において英語資格・検定試験の 大学入試での活用に関し指摘された課題及び対応状況について

### I 「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」において指摘された課題

#### 【経済的事情への対応に関する課題】

- ・「大学入試英語成績提供システム」の検討過程において、将来的に英語資格・検定試験の受検が必須のものになるとの認識から、地理的・経済的事情により不公平を生じるとの強い懸念が指摘された。
- ・経済的に困難な受検者に対し、試験実施団体が検定料を軽減することとしていたが、減額幅は各団体の判断に任せていた。
- ・成績提供の対象は「高校3年の4月から12月の間に受検した2回まで」と限定していたが、受検年度まで練習受検が可能であり、経済的に困難な生徒が不利。
- ・文部科学省が各試験実施団体に対して経済的に困難な者への配慮を要請したが、検定料の軽減率は5～45%と団体間での差が大きかった。

#### 【地理的事情への対応に関する課題】

- ・全都道府県で大学入試センターが参加要件を満たすものとして確認した全ての試験が実施されるわけではなく、都市部に比べて地方では受検可能な試験が限定されている。
- ・文部科学省が各種要請を行う中で、一部試験においては、大学入学共通テストを上回る会場数が確保されたものの、試験間で提供できる会場数の違いが大きかった。

#### 【障害のある受検者への配慮に関する課題】

- ・障害のある受検者に対する合理的配慮の内容について、試験によるばらつきが生じているとの指摘があった。
- ・上記の合理的配慮の内容については、最終的には試験実施団体の判断によるものであり、試験によって対応が分かれた。

#### 【目的や内容の異なる試験の成績を CEFR 対照表を介して比較することに対する課題】

- ・目的や内容の異なる試験同士を CEFR 対照表を介して比較し、極めて高い公平性等が求められる大学入学共通テストの枠組みにおいて活用することは根拠に乏しいのではないかとの指摘があった。

#### 【文部科学省の民間事業者への関与のあり方に関する課題】

- ・「大学入試英語成績提供システム」の基本的な仕組みは、大学入試センターが参加要件を満たすものとして確認した英語資格・検定試験の実施団体と協定を締結して実施するというものであった。また、文部科学省や大学入試センターが試験実施団体に対して、試験会場の増設や受検料の軽減措置などの指示や命令はできない仕組

みであった。

- ・英語資格・検定試験の実施団体の一部が、同時に試験対策のための参考書等を販売していることについて、利益相反が生じるのではないかとの懸念があった。

## II Iに対する現在の取り組み状況

### 【経済的事情への配慮について】

- ・各英語資格・検定試験の実施団体において比較的低廉な受験料を設定した試験を提供している（第2回WG資料5-5参照）。
- ・各大学において英語資格・検定試験を利用しない選抜区分を設ける等の措置が講じられている（英語資格・検定試験を活用している選抜区分のうち、「希望者が活用」と回答のあった選抜区分：11,642区分（73.1%））。

⇒各大学に周知を行いつつ、引き続き実態を把握・可視化し、各英語資格・検定試験実施団体及び各大学における取組を促進する。

なお、英語資格・検定試験の受験回数については、「大学入試のあり方に関する検討会議提言」（以下「提言」）において、「高校3年生の2回に限るというような一律の方法によるのではなく、各大学がそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて適切に判断」するものと取りまとめられている。

### 【地理的事情への配慮について】

- ・各英語資格・検定試験の実施団体において、不正行為防止対策等公正性に配慮しながらCBTの導入や自宅受検可能なオンライン版の開発をはじめとしたオンライン受検の進展が図られており、各大学の入試における活用がなされている。
- ・各英語資格・検定試験の実施団体において、地方会場の拡充や実施回数増加の検討、離島での試験の実施や高校会場の拡充の検討が行われている（第3回WG資料3-2等参照）。

⇒各大学に周知を行いつつ、更なる進展や拡充の方策について、引き続き検討していく。

### 【不正行為防止対策について】※大学側から新たに寄せられた関心事項

- ・各英語資格・検定試験実施団体において、試験監督者による監督に加え、AI技術を活用した遠隔試験監督システムの整備等の不正行為防止対策等が着実に進展している（第3回WG資料3-1等参照）。

⇒各大学に周知を行いつつ、更なる進展の方策について、引き続き検討していく。

### **【障害のある受検者への合理的配慮について】**

- ・各英語資格・検定試験の実施団体においては、申込み時に受検上の配慮申請を受け付ける等の方策を講じるなど、合理的配慮の提供が着実に進展している（第3回WG資料3－3等参照）。
- ・これまで合理的配慮の提供について各英語資格・検定試験の実施団体は努力義務とされていたが、障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日からこれらの実施団体においても義務化されることとなる。

⇒各大学に周知を行いつつ、各英語資格・検定試験実施団体における合理的配慮の事例の共有を進めていく。

### **【異なる試験間の成績の比較について】**

- ・大学入学共通テストの枠組みにおける活用については実現が困難とされたが、提言においては、一律の方法によるのではなく各大学がそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて適切に判断することとされている。なお、CEFR 対照表については各英語資格・検定試験実施団体が公表しており、各大学における比較に資するよう、対照表の提供を継続的に依頼していく。
- ・各大学に対しては、英語資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等を受験生に明らかにするよう周知しており、引き続き協力を求める。

⇒引き続き実態を把握しつつ、各英語資格・検定試験実施団体における取組について、各大学に周知を行う。

### **【質の担保について】※大学側から新たに寄せられた関心事項**

- ・特定非営利活動法人全国検定振興機構や英国政府の資格・試験監査機関(Ofqual)による第三者評価も実施されており、これらの取組を通じた公平性・公正性や質の担保がなされている（第3回WG資料3－4・3－5・3－7等参照）。

⇒各英語資格・検定試験実施団体における取組について、各大学に周知を行う。

## **III 今後の方向性**

英語資格・検定試験を大学入試で活用する場合の実質的公平性・公正性を最大限確保することは重要である。英語資格・検定試験の大学入試における活用に際し必要な事項については、引き続き検討していく。